

平成 14 年 11 月 28 日
司法制度改革 仲裁検討会

労働仲裁についての意見

小島 浩

1. ADR の一環として仲裁を整備、強化することは、利用者の選択肢をふやすという観点から評価できる。
2. しかしながら、制度が活用されるか否かは、専ら利用者が「早く、安く、簡易に、公正かつ納得性の高い」解決策を求めることができるか否かにかかっている。その意味で、利用者は仲裁の法的整備より人的、物的整備の方により深い関心をもっているのではないか。
3. これまでのところ、労働関係における仲裁は稀有の事例に属するようである。仲裁法が整備されたからといって質の保証のない限り仲裁が労使紛争の分野で飛躍的に活用されていくとは考えにくいのではないか。
4. 仲裁法の整備に際して、労働分野を特別扱いするほどの根拠は見出しがたいし、実益もないのではないか。仲裁人や仲裁機関の資格、要件を厳格にしたり、仲裁人の選定を当事者の合意によることとするの方が、現実的ではないか。

以上